＜産業廃棄物実態調査票記入要領＞

－調査票に記入される前に必ずお読みください－

記入要領　・・・・・　１～３

記　入　例　・・・・・　４

別　表　１　・・・・・　５、６

別表２，３　・・・・・　７

別表Ａ～Ｅ　・・・・・　８

１　調査の対象期間

（１）平成１５年度（平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日まで）の１年間です。この期間中に貴事業所から発生した産業廃棄物の各状況を記入してください。

（２）平成１５年度の間に調査の対象となる産業廃棄物が発生しなかった場合は、フレーム、記入者所属名・氏名、ファックス番号をご記入いただき、また「備考」欄に「産業廃棄物の発生なし」とご記入のうえご返送ください。

２　調査対象事業所

本調査は、当調査票が送付された事業所のみを対象とします。したがって、他所に本社（店）、支社（店）、工場等がある場合でも、それらの事業所は本調査の対象となりません。

３　調査の対象となる産業廃棄物

（１）本調査の対象となる産業廃棄物は、本調査の対象となる期間中に１ｔ以上（四捨五入して１ｔとしますので、実質５００ｋｇ以上）発生した全ての産業廃棄物です。

（２）発生した産業廃棄物を自社で再（生）利用した場合や、他人に売却、無償供与した場合も対象となります。

４　その他

提出された調査票の記入内容についてお尋ねする場合もありますので、控えを取っておいてください。

事業所の事業活動指標

フレーム	下記の値を記入し、該当する単位を○で囲んでください。 製造業：平成１５年度における製造品出荷額等(単位：万円) （製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額等の合計額） その他：平成１５年度末における従業者数（単位：人） （パート等の臨時従業員及び役員を含む） 製造品出荷額等または従業者数当たりの産業廃棄物発生量を算出し、そのデータを利用して兵庫県全体から発生した産業廃棄物量を推計するために必要です。他所に本社（店）、支社（店）、工場等がある場合でも、貴事業所分のみの数値を記入してください。 製造業で工場が複数あり、貴事業所のみの製造品出荷額等がわからない場合は、総出荷額等を貴事業所の従業者数により按分してください。ただし、工場がすべて同一の地域（市町）内に存在して、かつ、同一の業種の場合は、総出荷額を記入しても構いません。その場合は、製造品出荷額等と同様に、産業廃棄物の発生、処理・処分状況も、すべての工場分を記入し、どの工場分が含まれているかを備考欄に記入してください。

副産物(有価物と産業廃棄物)の発生、処理・処分状況

・自社内だけでなく、委託先等での処理、処分を含めて記入してください。
・記入にあたっては、産業廃棄物ごとに、発生から最終処分・再（生）利用までの状況を流れに応じて記入してください。
・同一の産業廃棄物であっても異なった処理・処分方法である場合は、それぞれの状況を発生の段階から行を分けて記入してください。
（例）発生から処理、処分までの流れは変わらないが、最終的な処分先が２箇所に分かれる。
→最初の発生の段階（産業廃棄物のコード・名称欄）から２行に分けて記入してください。
・発生量及び中間処理後量を容量（m^3等）で把握している場合は、**別表３**の換算表によりｔ（トン）に換算して記入してください。
・産業廃棄物の発生、処理・処分状況は、１５行まで記入できるようになっていますが、１５行を超える場合には、誠に申し訳ありませんが、用紙をコピーして追加記入してください。

事業所内の状況(貴事業所から発生した産業廃棄物量、貴事業所内での中間処理の状況等を記入します。)

1	貴事業所から発生した副産物(有価物と産業廃棄物)の種類コードを**別表１、２**に従い記入してください。
2	1の分類番号のチェックのため、**別表１、２**の具体例を参考にわかりやすい名称を記入してください。 なお、発生した産業廃棄物とは、中間処理を行う前のものをいいます。また、発生した産業廃棄物が中間処理の過程で、その種類が変わる場合は、発生時の種類として記入してください。 （例）汚泥の場合　：脱水前の状態をいいます。したがって、発生量は脱水前の水分を多く含んだ状態の量をいいます。 （例）燃え殻の場合：焼却前の廃棄物が産業廃棄物である場合は、焼却前の当該産業廃棄物の流れを記入します。したがって、燃え殻を、発生した産業廃棄物として記入するのは、石灰等の燃料を燃やした場合であって、廃棄物を焼却している場合は該当しません。廃棄物を焼却している場合は、焼却前の発生した廃棄物の種類を記入することになります。
3	当該年度の間に貴事業所内で発生した副産物(有価物と産業廃棄物)の量（前年度からの繰越量を含む）をｔ単位で小数点以下は四捨五入して(5 11についても同じ)記入してください。 なお、発生量は貴事業所内で中間処理や再生利用する前の量を記入してください。 （例）汚泥脱水施設による処理量は脱水前で1,000ｔ、脱水後20ｔであった。 →1,000と記入してください。 廃棄物の発生量、処分状況について、本社で一括管理している等の理由により、貴事業所のみから発生する廃棄物量がわからない場合は、貴社から発生した全廃棄物量を、貴事業所の製造品出荷額等または従業者数等により按分してください。ただし、工場がすべて同一の地域（市町）内に存在して、かつ、同一の業種の場合は、全廃棄物量、処理・処分状況を記入しても構いません。その場合は、フレーム（製造品出荷額等または従業者数）も、すべての工場分を合算した値とし、どの工場分が含まれているかを備考欄に記入してください。
4	貴事業所内での中間処理の有無について、該当するものを○で囲んでください。 （この項目が「無」の場合、5=3とし、6～8は記入しない）
5	4=「有」（貴事業所内で中間処理を行った）の場合は、その中間処理後の量をｔ単位で記入してください。 4=「無」の場合は、5=3としてください。 （例）汚泥脱水施設による処理量は脱水前で1,000ｔ、脱水後20ｔであった。 →20と記入してください。
6 7 8	4=「有」（貴事業所内で中間処理を行った）の場合は、貴事業所内での中間処理の方法を過程順に**表Ａ**に従い３種までを記入してください。 4=「無」（貴事業所内で中間処理を行わなかった）の場合は、空欄としてください。 （例）発生した汚泥は、工事現場内で脱水→乾燥→焼却の順に処理した。 →２ ３ １ と記入してください。

事業所外への搬出状況（貴事業所内で発生した産業廃棄物の事業所外への搬出状況を記入します。）

9	発生した産業廃棄物を中間処理委託先へ搬出した際の状況を**表B**に従い記入してください。 （例）発生した汚泥は、事業所内で脱水、乾燥、焼却の順に処理し、燃え殻は業者委託により搬出、処分した。処理料金は、１ｔあたり○円であった。 →Ａと記入してください。 （例）発生した金属くずは、業者に無料で引き取ってもらった。 →Ｂと記入してください。 （例）発生した汚泥は、事業所内で脱水、乾燥の順に処理し、乾燥汚泥は肥料の原料として売却した。 →Ｃと記入してください。 （例）発生した廃土砂は、事業所内で脱水、乾燥、焼却の順に処理し、燃え殻は量が少ないので一定量になるまで事業所内で保管している。 →Ｄと記入してください。

事業所外の状況（事業所外における中間処理の状況を記入します。）

産業廃棄物の処理・処分を業者等に委託している場合で、中間処理状況、最終処分先、再（生）利用先の状況等を把握していない場合は、委託先へ確認して必ず記入してください。特に、中間処理後の残さの最終処分先又は再（生）利用先の都道府県名、市町名については、必ず記入してください。

10	中間処理委託先での中間処理状況を**表C**に従い記入してください。 （この項目が「L」の場合、11=5とし、12～16は記入しない） 発生した廃棄物の中間処理を、貴社の敷地内で、子会社又は関連会社等の別法人に委託している場合は、事業所外での中間処理としてください。つまり、事業所内の中間処理は「無」、10=「J」としてください。
11	10=「Ｉ Ｊ Ｋ」のいずれかの場合は、その中間処理後の量をｔ単位で記入してください。 10=「L」の場合は、11=5としてください。 なお、委託先の中間処理後の量が不明の場合は、次のようにして算出してください。 ①中間処理業者に問い合わせ、平均的な中間処理の減量率を教えてもらう。 →②委託した産業廃棄物の量に減量率をかけて、中間処理後量を求める。 （例）発生した廃プラスチック5,000ｔは、全量業者委託し、焼却した。焼却後の燃え殻の量は100ｔであった。 →100と記入してください。 （例）発生した廃プラスチック5,000ｔは、全量埋立処分した。（中間処理は行わなかった。） →5,000と記入してください。
12 13 14	10=「Ｉ Ｊ Ｋ」のいずれかの場合は、中間処理委託先での中間処理の方法を過程順に**表A**に従い３種までを記入してください。 10=「L」の場合は、空欄としてください。
15 16	中間処理委託先が所在する都道府県名、市町名を記入してください。

最終処分・再（生）利用の状況（当該産業廃棄物の最終処分若しくは再（生）利用の状況を記入します。）

17	処分（再利用）の状況について**表D**に従い記入してください。 （例）発生した汚泥は事業所内で脱水後、全量業者委託しフェニックスに搬入し処分した。 →Ｐと記入してください。 （例）発生した汚泥は事業所内で脱水後、当社の所有する最終処分場に搬入し処分した。 →Ｑと記入してください。 （例）発生した汚泥は、自社の処理施設で脱水・焼却した。焼却後の燃え殻は、量が少ないので一定量になるまで保管している。 →Ｕと記入してください。 （例）発生した金属くずは、スクラップとして工程に戻した。 →Ｖと記入してください。 （例）発生した金属くずは、有価で業者に売却し、業者は問屋を通じて電炉メーカーにスクラップとして売却した。 →Ｗと記入してください。 （例）発生した紙くずは、無料で業者に引き取ってもらった。業者はそれを問屋を通じて古紙メーカーに売却した。 →Ｘと記入してください。 （例）発生した金属くずは、有料で業者に委託処理した。業者はそれを中間処理し、問屋を通じて電炉メーカーにスクラップとして売却した。 →Ｙと記入してください。 （例）発生した廃酸は、事業所内で中和処理し、水処理施設で処理後、公共用水域に放流した。 →Ｚと記入してください。
18 19	処分・再（生）利用先が所在する都道府県名、市町名を記入してください。 なお、再生品が２次、３次と加工され、あるいは販売されて行き先が不明の場合は、最終処分・再（生）利用地域は、中間処理委託先の所在地域を記入してください。
20	再利用用途区分を、17がV,W,X,Yの場合に限り、**表Ｅ**に従い記入してください。

産業廃棄物実態調査票 記入例

－ タックシール －

〒123-4567 兵庫県
加古川市〇〇町1-2-3

〇〇株式会社 御中
6789
TEL 012-345-~~6788~~, 事業場ｺｰﾄﾞ

←事業者名・住所・電話番号が実際と異なる場合は、該当部分を修正して提出してください。

フレーム	10,000 (万円) 人
記入者所属名	製造部 製造課 課長
記入者氏名	〇〇 〇〇
FAX	012-345-6789

←下記の値を記入し、該当する単位を〇で囲んでください。
製造業：製造品出荷額等（単位：万円）
その他：従業者数（単位：人）
（パート等の臨時従業員及び役員を含む）

備考	

	副産物(有価物と産業廃棄物)の発生および事業所内での中間処理の状況								委託先への搬出区分	委託先中間処理の状況							最終処分・再(生)利用の状況			
	副産物の種類		副産物の発生量 t/年	事業所内での中間処理の状況						有無主体	中間処理後量 t/年	処理方法			都道府県名	市町名	処分再利用区分	都道府県名	市町名	再生用途区分
	コード	名称		有無	中間処理後量 t/年	処理方法 1次	2次	3次				1次	2次	3次						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	別表1、2		－			表A			表B	表C	－	表A			－		表D	－		表E
1	120	鉄板くず	100	有 (無)	100				C	L	100						W	兵庫県	姫路市	1
2	022	余剰汚泥	60	(有) 無	3	2	3		C	L	3						W	岡山県	岡山市	4
3	022	余剰汚泥	40	(有) 無	1	2	3	1	A	L	1						S	兵庫県	高砂市	
4	061	廃プラスチック	50	(有) 無	1	1			D	L	1						U	兵庫県	加古川市	
5	021	研磨汚泥	50	有 (無)	50				A	J	5	2	3		京都府	舞鶴市	S	京都府	舞鶴市	

記入例1　当工場では、施盤加工の際、鉄板くずが年間100t発生したが、これは全て㈱〇〇産業へ売却した。㈱〇〇産業では、これを××製鋼㈱（姫路市）に売却しており、鉄鋼原材料として再利用されている。

記入例2　当工場の廃水処理施設からは、余剰汚泥が年間100t発生した。このうち60tは、工場内の汚泥脱水施設、乾燥施設で処理を行い、処理後の残さが3t発生し、これは肥料として㈱〇〇興業（岡山市）へ売却した。残りの40tについては、脱水→乾燥→焼却を行い、処理後の残さは1t発生したが、これは、高砂市にある埋立処分地へ運搬し、埋立処分した。

記入例3

記入例4　当工場では、廃プラスチックが年間50t発生したが、これは当工場内の焼却炉で焼却した。その灰（燃え殻）は、年間1tくらいであり、量も少ないので一定量になるまで、工場内で保管している。

記入例5　当工場では、研磨汚泥が年間50t発生したが、これは全て㈱〇〇企業が当工場から搬出し、△△環境㈱（京都府舞鶴市）で脱水、乾燥の中間処理をした。△△環境㈱に問い合わせると、中間処理後の量は、受託量の1／10（5t）程度になるとのことであり、その処分先は、㈱〇〇産業（京都府舞鶴市）が所有する最終処分場であるとのことであった。

別表１　産業廃棄物分類表-1

種類		分類番号	具体例
燃え殻		010	石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、廃カーボン、廃活性炭、炉掃出物、煤、クリンカー （注意）産業廃棄物を焼却した後に発生した灰は、その焼却前の産業廃棄物の種類としてください。
		019	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
汚泥	無機性汚泥（泥状のもの）	021	浄水場汚泥、鍍金汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、その他廃水処理、プラントかす、脱硫石膏、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、建設高含水汚泥、ベントナイト汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料
		028	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	有機性汚泥（泥状のもの）	022	廃水の生物処理により生ずる汚泥、製紙汚泥、ピルピット汚泥（し尿を含むものは除く。）、下水処理汚泥、染色廃水処理汚泥、下水道管渠洗浄汚泥
		029	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃油	一般廃油	031	エンジンオイル、機械油、コンプレッサー油、油圧油、ギヤーオイル、モーターオイル、絶縁油、圧延油、焼入油、切削油、ガソリン、灯油、軽油、重油、原油、ハロゲン化炭化水素類（トリクレン、パークレン、四塩化炭素等）、アルコール、ベンゼン、トルエン、シンナー、ケトン、エーテル、洗浄油、廃塗料（油性のものに限る。）、廃インク（油性のものに限る。）、アマニ油、桐油、ゴマ油、天プラ油、サラダ油、魚油、ヘッド、ラード
		037	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	固型油	032	アスファルト、タールピッチ、パラフィンロウ、蒸留残タールピッチ、固型せっけん、固型脂肪酸、クレオン、パステル
		038	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	油泥	033	タンクスラッジ
		039	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃　　酸		040	硫酸系、塩酸系、弗化水素酸、クロム酸、混酸、塩化鉄、蟻酸、酢酸、酒石酸などの廃液、写真定着廃液、酸洗工程廃液、水洗工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他の工程廃液、各種酸性の塩類廃液
		049	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃アルカリ		050	アンモニア系、カ性ソーダ系、カ性カリ系、シアン化ソーダ系、シアン化カリ系、金属せっけんなどの廃液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程廃液、水洗工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他の工程廃液、各種アルカリ性の塩類廃液
		059	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃プラスチック類	廃プラスチック	061	フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂、けい素樹脂、ジアリルフタレート樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、塩化ビニル樹脂、塩化ビニリデン樹脂、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂、酢酸ビニル樹脂、ポリビニルアルコール樹脂、ポリアミド樹脂、メタクリル樹脂、弗素樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリアセタール樹脂、ナイロン繊維、ポリエステル繊維、ビニロン繊維、アクリル繊維、ＰＶＣ繊維、ＰＶＤＣ繊維、ポリエチレン繊維、ポリプロピレン繊維、テフロン繊維、合成皮革、天然繊維５０％未満の混紡、廃塗料（固型状のものに限る。）、廃接着剤、ＦＲＰ（繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、強化プラスチック等）、セルロイド、廃イオン交換樹脂、合成ゴムくず、ケミカル廃材
		068	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	廃タイヤ	062	廃タイヤ
		069	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★紙くず		070	新聞紙、紙管紙、グラビア用紙、コットンペーパー、印刷せんかん紙、筆記図面用紙、塗土紙、包装用紙、簿用紙、家庭用紙、雑種紙、段ボール紙、白板紙、黄板紙、チップボール、色板紙、ターポリン紙、ラミネート紙、アスファルトフェルト、アスファルトルーフィング、砂付ルーフィング、タールフェルト、ベース紙、パターン紙、オーバーレイ紙、ろう紙、油紙、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
		079	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★木くず		080	木くず、おがくず、かんなくず、バーク類、竹、とう、ベニヤ、ランバーコア合板、軽量合板、ボード類、コア板、オーバーレイ合板、薬液処理合板、インシュレーションボード、セミハードボード、積層板（木材を主体としたものに限る。）、塗装板、防腐・防虫木材、アンモニア処理材、パラフィン注入材、フローリング材、建設業に係る木くず（ただし、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
		089	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの

別表１　産業廃棄物分類表-2

種類	分類番号	具体例
★繊維くず	090	綿花、カポック、麻、やし、へちま、シュロ、混紡（人造繊維または合成繊維との混紡の場合は天然繊維が５０％以上のもの）、羊毛、カシミヤ、やぎ、らくだ、兎毛、絹、レーヨン、アセテート建設現場から排出される繊維くず、ロープ等
	099	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★動植物性残渣	100	ハム、ソーセージ残渣、ベーコン残渣、スクリーンかす、あら、甲殻、卵殻、貝殻、チーズかす、羽毛、野菜くず、果実くず、漬物くず、小麦・大豆醸造かす、香辛料残渣、ぬか、ふすま、パンくず、きじくず、でんぷん製造篩かす、あめかす、おから、あん製造かす、コーヒーかす、製品くず
	109	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
ゴムくず	110	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス
	119	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
金属くず	120	トタンくず、空き缶、スクラップ、切粉、ブリキくず、金属研磨くず、銅くず、アルミくず
	129	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	130	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品びん、体温計、温度計、水銀ランプ、蛍光ランプ、セラミックくず、れんが、土管、陶器、コンクリート製品くず、モルタルハツリくず
	139	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
鉱さい	140	転炉、高炉、溶融炉等の残さい、キューポラのノロ、金属スラグ、粉炭かす、不良鉱石、鋳物廃砂
	149	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
がれき類	150	アスファルトコンクリートがら、道路掘削廃材、鉄道用線路の砂利、骨材、石材、スレート、タイル
	159	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★動物のふん尿	160	動物のふん尿
	169	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★動物の死体	170	動物の死体
	179	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
ばいじん	180	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（ＰＣＢが塗布されたもの）又は金属くず（ＰＣＢが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	189	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃土砂	190	建設工事の基礎工事、下水道敷設工事、土木工事等に伴い、掘削排出された廃土砂、造成等の開発行為に伴い排出された廃土砂（ただし、土取りを目的としたもの、工事現場内で利用したものは除く。）
	199	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの

注意１　廃土砂は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しませんが、報告の対象となります。
　　２　★は、次表の業種等に該当する場合のみ、報告の対象となりますのでご注意願います。

種類	業種等
紙くず	１　建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ２　新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの。） ３　出版業（印刷出版を行うものに限る。） ４　製本業 ５　印刷物加工業 ６　パルプ、紙又は紙加工品製造業（パルプ製造業を除く。） ７　ＰＣＢが塗布され、又は染み込んだもの
木くず	１　建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ２　木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。） ３　パルプ製造業　　４　輸入木材の卸売業　　５　ＰＣＢが染み込んだもの
繊維くず	１　建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ２　繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。） ３　ＰＣＢが染み込んだもの
動植物性残渣	１　食料品製造業　　２　医薬品製造業　　３　香料製造業
動物のふん尿	１　畜産農業
動物の死体	１　畜産農業

別表2　特別管理産業廃棄物分類表

種類	分類番号	基準・具体例等
感染性廃棄物	★２００	感染性病原体を含むか、その恐れのある産業廃棄物 （併せて処理する感染性一般廃棄物を含む。）
廃石綿等	★２１０	石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設で発生するもの
廃ＰＣＢ等	２２０	廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油
ＰＣＢ汚染物	２２１	ＰＣＢが塗布されたり、染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず
	２２２	ＰＣＢが付着若しくは封入された廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、金属くず、ガラス陶磁器くず
燃え殻	★５１０	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する燃え殻 （５１１に掲げるものを除く。）
	★５１１	ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有する燃え殻
指定下水汚泥	５２０	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する下水汚泥（指定されたもの）
汚泥	★５２１	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する汚泥 （５２２に掲げるものを除く。）
	★５２２	ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有する汚泥
廃油	５３０	引火点70℃未満（５３１に掲げるものを除く。）
	★５３１	有機塩素系溶剤を一定基準以上含有する当該溶剤
廃酸	５４０	pH2.0以下（５４１に掲げるものを除く。）
	★５４１	水銀等有害物質を一定基準以上含有する廃酸
廃アルカリ	５５０	pH12.5以上（５５１に掲げるものを除く。）
	★５５１	水銀等有害物質を一定基準以上含有する廃アルカリ
鉱さい	６４０	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する鉱さい
ばいじん	★６８０	水銀等有害物質を一定基準以上溶出するばいじん （６８１に掲げるものを除く。）
	★６８１	ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するばいじん

★　業種若しくは施設限定があり

別表３　産業廃棄物種類別重量換算係数（単位ﾄﾝ／m^3）

産業廃棄物の種類	換算比重	産業廃棄物の種類	換算比重
燃え殻	1.14	ゴムくず	0.52
汚泥	1.1	金属くず	1.13
廃油	0.9	ガラスくず及び陶磁器くず	1.2
廃酸	1.25	鉱さい	1.6
廃アルカリ	1.13	がれき類	1.48
廃プラスチック	0.35	動物のふん尿	1
紙くず	0.17	動物の死体	1
木くず	0.55	ばいじん	1.26
繊維くず	0.12	政令２条13号廃棄物	1.48
動植物性残渣	0.8	廃土砂	1.39
感染性廃棄物	0.3kg/L		

県産業廃棄物実態調査 調査票 別表Ａ～Ｅ

表Ａ　（6 7 8 12 13 14 処理方法）

4=有のとき、10=I,J,Kのとき記入

0	溶融	5	破砕
1	焼却	6	圧縮
2	脱水	7	ｺﾝｸﾘｰﾄ固型化
3	乾燥	8	中和
4	油水分離	9	その他

表Ｂ（9 搬出区分）

A	搬出にあたって料金を支払った。（有料）
B	搬出にあたって料金は不要であった。（無料）
C	搬出にあたって利益があった。（売却）
D	自社で再利用、保管又は処分したため搬出はなかった。

表Ｃ（10 有無主体）

I	自社の中間処理施設（事業場外）
J	処理業者の中間処理施設
K	自治体の中間処理施設
L	委託先での中間処理は無し

表Ｄ（17 処分再利用区分）

埋立処分	P	公共関与(ﾌｪﾆｯｸｽ、ｸﾘｴｲﾄ等)の埋立処分地
	Q	自社の埋立処分地
	R	自治体の埋立処分地
	S	処理業者の埋立処分地
海投	T	処理業者に委託し海洋投入
保管	U	保管（次年度へ繰越等）
再利用	V	自社での再(生)利用（9=Dの場合を含む）
	W	売却（9=Cの場合）
	X	無償供与（9=Bであって相手先が再(生)利用）
	Y	有料（9=Aであって処理業者等が再(生)利用）
その他	Z	その他（P～Yに該当しない場合）

表Ｅ（20 再利用用途区分）

1	鉄鋼原(材)料
2	非鉄金属、貴金属原(材)料
3	燃料又はその原(材)料
4	肥料・土壌改良材又はその原(材)料
5	飼料又はその原(材)料
6	建設材料（骨材、路盤材及び土地造成材等）又はその原(材)料
7	ﾊﾟﾙﾌﾟ・紙又はその原(材)料
8	ガラス原(材)料
9	プラスチック原(材)料
10	セメント原(材)料
11	その他